

第15節 廃棄物等

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）（以下「工事の実施」という。）に伴う廃棄物等（建設工事に伴う副産物）による影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行った。

15.1 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) コンクリートやアスファルト・コンクリートの既存の工作物等の分布状況

コンクリートやアスファルト・コンクリートの既存の工作物等の分布状況を調査した。

② 調査手法

対象道路の設計図等の資料及び現地調査によって、コンクリートやアスファルト・コンクリートの既存の工作物等の分布状況を把握した。なお、現地調査は目視により行った。

③ 調査地域

調査地域は、事業実施区域とした。

(2) 調査結果

事業実施区域における既存の工作物の分布状況については、北部区間においては一般国道247号・155号（西知多産業道路）、南部区間においては対象道路と接続する知多横断道路等の既設道路の工作物が分布している状況であった。

15.2 予測及び評価

15.2.1 工事の実施に係る廃棄物等

1) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

平面図等の既存資料を基に、建設副産物の種類ごとの概略の発生量及び処分の量等を予測した。

なお、建設副産物としては他に建設汚泥があるが、シールド工法など建設汚泥が発生しやすい工法の採用が想定されないため、予測対象としないこととした。

② 予測地域

予測地域は、建設副産物が発生する事業実施区域とした。なお、再利用方法の検討にあたっては、実行可能な方策を検討するために事業実施区域の周辺区域を含む範囲とした。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、建設副産物の発生する期間とした。

(2) 予測結果

予測結果は、表8-15-1及び表8-15-2に示すとおりである。

工事の実施に伴い、0.7万m³のコンクリート塊、5.8万m³のアスファルト・コンクリート塊、0.7万m³の建設発生木材、71.4万m³の建設発生土が発生するものと予測される。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、表8-15-3に示すとおり、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」（平成20年、中部地方建設副産物対策連絡協議会）及び「あいち建設リサイクル指針」（平成14年、愛知県）で再資源化等の目標値が定められている。また、事業実施区域及びその周辺区域には、「第4章第2節 2.8その他の事項」に示すとおり、再資源化等施設が存在する。本事業においては、再資源化等の目標値を遵守して再資源化等を図るため、影響は極めて小さいと予測される。

また、建設発生土については、全てを本事業において再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと予測される。

表8-15-1 建設副産物の予測結果

種類	発生量(万m ³)
コンクリート塊	0.7
アスファルト・コンクリート塊	5.8
建設発生木材	0.7

表8-15-2 建設発生土の予測結果

種類	発生量	区域内必要量	区域内再利用量	区域外搬出量
建設発生土	71.4	165.1	71.4	0
	発生量に対する割合(%)	—	—	100

注1) 区域内利用量は、盛土等で使用する量を算定した。

2) 建設発生土の汚染等により再利用できない場合もある。

表8-15-3 建設副産物（建設発生土以外）に係る再資源化等の目標値

目標年度	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 ^{注)}
建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）	平成27年度	98%以上	98%以上	95%以上
あいち建設リサイクル指針	平成22年度	100%	100%	95%

注) 建設汚泥に係る目標値については、縮減率（脱水等による減量化率）を含む。

2) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

予測の結果、建設副産物については再資源化等または再利用を図り、影響は極めて小さいと考えられることから、環境保全措置の検討は行わないこととした。

なお、事業実施段階においては以下の事項に配慮する。

- ・建設発生土については、「土壤汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づいて適切に手続きを行い、その結果、汚染等によって再利用できない場合には関係法令の規定に基づき、適切に対応する。
- ・建設工事により発生する建設副産物の減量化と再資源化を図ることにより、廃棄物の発生量の削減と有効活用に努め、環境への負荷の軽減に努める。

3) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

工事の実施による建設副産物の発生の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているものであるかどうかについて、見解を明らかにすることにより行った。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」（平成20年、中部地方建設副産物対策連絡協議会）及び「あいち建設リサイクル指針」（平成14年、愛知県）を遵守して再資源化等を図る。また、建設発生土については、全てを本事業において再利用する計画としている。

また、事業実施段階において、前述（「2)環境保全措置の検討 (1)環境保全措置の検討の状況」）した事項について配慮する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。